

令和 2 年

第 5 回庄原市議会定例会議案

(9月)

庄 原 市

令和2年第5回庄原市議会定例会議案目次

議案第113号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度庄原市一般会計補正予算(第7号))	1
議案第114号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	3
議案第115号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	5
議案第116号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	7
議案第117号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	9
議案第118号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	11
議案第119号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	13
議案第120号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	15
議案第121号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	17
議案第122号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	19
議案第123号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	21
議案第124号	庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第125号	庄原市税条例の一部を改正する条例	25
議案第126号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第127号	庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する 条例	31
議案第128号	工事請負契約の締結について	33
議案第129号	財産の取得について	39
議案第130号	備北地区消防組合理約の変更について	43

議案第131号	令和2年度庄原市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第132号	令和2年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第133号	令和2年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第134号	令和2年度庄原市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第135号	令和2年度庄原市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第136号	令和元年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について	45
議案第137号	令和元年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について	46
議案第138号	令和元年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について	47
議案第139号	令和元年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について	48
議案第140号	令和元年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	49
議案第141号	令和元年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について	50
議案第142号	令和元年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	51
議案第143号	令和元年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	52
議案第144号	令和元年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	53
議案第145号	令和元年度庄原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	54
議案第146号	令和元年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第147号	令和元年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	56
議案第148号	令和元年度庄原市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
議案第149号	令和元年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	58

議案第150号	令和元年度庄原市水道事業会計決算認定について	59
議案第151号	令和元年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について	60
議案第152号	令和元年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について	61
報告第22号	庄原市総合サービス株式会社の経営状況について	別冊
報告第23号	株式会社庄原市農林振興公社の経営状況について	別冊
報告第24号	庄原さとやまペレット株式会社の経営状況について	別冊
報告第25号	株式会社ニュー東城の経営状況について	別冊
報告第26号	株式会社緑の村の経営状況について	別冊
報告第27号	株式会社里山総領の経営状況について	別冊
報告第28号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第29号	令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	別冊
報告第30号	継続費の精算について (令和元年度庄原市水道事業会計)	63
報告第31号	損害賠償額の決定について	67

議案第 113 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

- 1 専決処分の内容
令和 2 年度庄原市一般会計補正予算（第 7 号）
（別 紙）
- 2 専決処分年月日
令和 2 年 7 月 31 日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 31 日

庄原市長 木 山 耕 三

1 専決処分の内容

令和 2 年度庄原市一般会計補正予算（第 7 号）

（別 紙）

議案第 114 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

倉 本 昭 伯

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

議案第 115 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

五 十 嵐 恭 子

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

議案第 116 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

片 島 直 江

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

議案第 117 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

横 英 子

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

議案第 118 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

兼 丸 裕 子

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

議案第 119 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

三 上 秀 明

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、新たに推薦するため意見を求めるものである。

議案第 120 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

道 岡 泰 之

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、新たに推薦するため意見を求めるものである。

議案第 121 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

槇 原 美 代 子

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、新たに推薦するため意見を求めるものである。

議案第 122 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

横 山 政 義

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、新たに推薦するため意見を求めるものである。

議案第 123 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月3日提出

庄原市長 木 山 耕 三

横 山 充 子

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、新たに推薦するため意見を求めるものである。

議案第 124 号

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 8 月 8 日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市税条例の一部を改正する条例

(庄原市税条例の一部改正)

第 1 条 庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第 3 条の 2 中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

(庄原市税条例の一部改正)

第2条 庄原市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、

同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改める。

第 52 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項を削る。

第 94 条第 2 項中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中庄原市税条例第 24 条第 1 項第 2 号、第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2、第 4 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条中庄原市税条例第 94 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日

(3) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 前条の規定による改正後の庄原市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行日以後の期間に対応する延滞金につい

て適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。))第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の庄原市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 126 号

庄原市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市手数料条例の一部を改正する条例

庄原市手数料条例（平成 17 年庄原市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表中 27 の項を削り、28 の項を 27 の項とし、29 の項から 80 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 127 号

庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する
条例

庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成 21 年庄原市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 3 項中「は年 6 パーセント」を「の利率は、法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金の分割徴収及び分割交付する場合の利率等の規定が改正されたため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 128 号

工事請負契約の締結について

庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 226 号) 第 2 条の規定により、次のとおり都市公園管理事業 上野総合公園陸上競技場改修工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

- | | |
|--------|---|
| 1 事業名 | 令和 2 年度施行 都市公園管理事業 |
| 2 工事名 | 上野総合公園陸上競技場改修工事 |
| 3 工事場所 | 庄原市新庄町地内 |
| 4 請負金額 | 178,200,000 円 |
| 5 請負業者 | 広島県庄原市東本町三丁目 8 番 17 号
株式会社大歳組
代表取締役 大歳 幹晴 |
| 6 契約方法 | 総合評価落札方式による条件付一般競争入札 |

(提案理由)

都市公園管理事業 上野総合公園陸上競技場改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該工事の予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

工事請負契約の締結について

1. 入札参加業者

業者名	住所	代表者名
株式会社 大歳組	庄原市東本町三丁目 8 番 17 号	代表取締役 大歳 幹晴

2. 入札経過

予定価格（税抜） 163,791,000 円 （落札率 98.91%）

最低制限価格（税抜） 147,200,000 円

業者名	入札価格（第1回）	備考
株式会社 大歳組	¥162,000,000-	

3. 総合評価

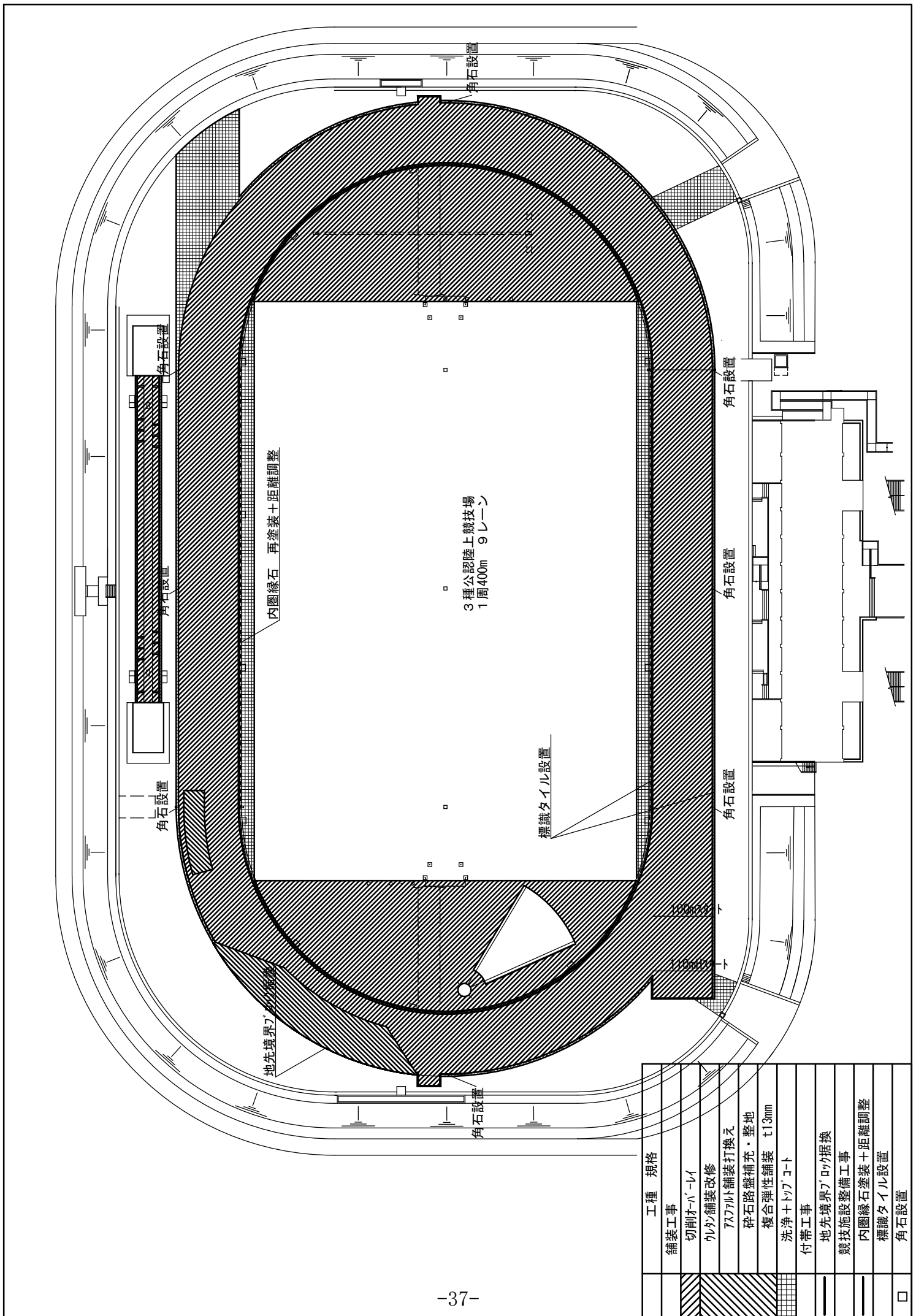
評価項目	庄原市内の本社の有無 A	工事区域内の本社の有無 B	直近の市工事の受注状況 C	優良業者指定の有無 D	配置予定主任技術者 E
配点	1.0	1.5	2.5	0.5	1.0
株式会社 大歳組	1.0	1.5	0.0	0.0	0.5

評価項目	対象工種の過去の工事成績点数 F	建退共等への加入状況 G	企業としての地域貢献 H	指名除外措置の状況 I	施行上の留意点 J
配点	1.0	0.5	3.0	—	2.0
株式会社 大歳組	0.9	0.5	3.0	0.0	1.0

評価項目	①加算点合計 (A~J)	②標準点	③技術評価点 (①+②)	④入札額 (千万円)	評価値 (③÷④)	順位	備考
配点	13.0	100.00	113.00				
株式会社 大歳組	8.4	100.00	108.400	16.2000	6.6913580	1	落札決定

4. 工事の概要

撤去工	複合弾性舗装 t=2 mm 切削	7,170	m ²
	複合弾性舗装 t=13 mm 撤去	320	m ²
	アスファルト舗装版 t=70 mm 撤去	315	m ²
基盤整備工	縁石工	46	m
	不陸修正工	315	m ²
舗装工	透水性アスファルト舗装 基層 t=40 mm	315	m ²
	表層 t=30 mm	315	m ²
グラウンド・コート用 舗装工	複合弾性舗装 t=13 mm	320	m ²
	複合弾性舗装 t=3 mm オーバーレイ	7,170	m ²
	ウレタン巻込み t=50 mm W=10mm	46	m
	高圧洗浄及びトップコート	1,233	m ²
グラウンド・コート用 施設整備工	内圏縁石調整	398	m
	標識タイル設置 400メートルトラック 9レーン	1	式
	角石設置工	8	箇所
	レーンライン工 白色	4,488	m
	マーキング工 各種競技	1	式



議案第 129 号

財産の取得について

庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 226 号) 第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

- | | | |
|----------|---|---------|
| 1 取得する財産 | G I G A スクール用コンピューター | 1,612 台 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 取得価格 | 125,290,000 円 | |
| 4 相手方 | 広島県広島市中区八丁堀 16 番 11 号
NEC ネットエスアイ株式会社中国支店
支店長 池田 晃央 | |

(提案理由)

庄原市G I G Aスクール端末整備事業に伴い、G I G Aスクール用コンピューターを購入しようとするものであるが、予定価格が2, 0 0 0万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

財産の取得について

1 取得品目

品目		仕様
G I G Aスクー ル用コンピュー ター	ハードウェア (Sky 安心 GIGA タブレット)	OS Windows 10 Pro 64bit CPU インテル Celeron®プロセッ サーN4000 10.1 型 2 in 1 タブレット
	ソフトウェア	文書管理・端末管理ソフト 授業支援システム セキュリティソフト 学習サービスシステム ドリル教材
	付帯保守	通常管理 障害復旧 障害対応



備北地区消防組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、備北地区消防組合理約（平成 5 年指令地方第 54 号）を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

備北地区消防組合理約の一部を改正する規約

備北地区消防組合理約（平成 5 年指令地方第 54 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 組合の議会（第 5 条—第 7 条）
- 第 3 章 組合の執行機関（第 8 条—第 11 条）
- 第 4 章 組合の経費（第 12 条）

附則

第 12 条を次のように改める。

（組合の経費の支弁の方法）

第 12 条 組合の経費は、関係市の分担金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する分担金の関係市ごとの額は、予算の属する年度の前年度の三次市及び庄原市の消防費に係る基準財政需要額を合算した額に対する関係市ごとの消防費に係る基準財政需要額の割合で按分する。
- 3 消防庁舎建設に係る地方債の償還については、前項の規定にかかわらず別表に掲げる割合により、関係市が分担する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

組合の経費の支弁の方法について、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条による普通交付税の算定の特例措置の適用が終了することに伴い、分担金算定基準方法を変更するため、組合規約の一部を改正しようとするものである。

議案第 136 号

令和元年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 137 号

令和元年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 138 号

令和元年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 139 号

令和元年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 140 号

令和元年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 141 号

令和元年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

（以下別冊）

議案第 142 号

令和元年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 143 号

令和元年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 144 号

令和元年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 145 号

令和元年度庄原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 146 号

令和元年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 147 号

令和元年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 148 号

令和元年度庄原市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 149 号

令和元年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

議案第 150 号

令和元年度庄原市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度庄原市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

（以下別冊）

議案第 151 号

令和元年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

（以下別冊）

議案第 152 号

令和元年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

(以下別冊)

報告第 30 号

継続費の精算について

令和元年度継続費の精算額が確定したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

令和元年度庄原市水道事業会計継続費精算報告書

（ 別 紙 ）

令和元年度 庄原市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体			実 績			比 較			
				計 画			左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳			
				年割額	企業債	国庫補助金等	支払義務発生額	企業債	国庫補助金等	当年度損益勘定留保資金	年割額と支払義務発生額の差	企業債	国庫補助金等
1 資本的支出	1 建設改良費	明賀池堤体対策工事	平成30年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				117,877,000	—	—	112,876,200	—	—	112,876,200	5,000,800	—	5,000,800
			令和元年度	105,966,000	—	—	94,902,500	—	—	94,902,500	11,063,500	—	11,063,500
			計	223,843,000	—	—	207,778,700	—	—	207,778,700	16,064,300	—	16,064,300

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 3 日

庄原市長 木 山 耕 三

1 専決処分の内容 損害賠償額 15,884 円

2 専決処分年月日 令和 2 年 7 月 30 日

（参考事項）

令和 2 年 6 月 25 日、相手方車両が一木町の市道一木南線を走行中、マンホール上の鉄蓋が外れ、後輪が鉄蓋受枠に衝突し、タイヤ及びホイールが損傷したことによる損害賠償の額を定めるため、専決処分をしたものである。

事 故 報 告 書

- 1 事故発生日時 令和2年6月25日 午後2時頃
天気 雨

- 2 事故発生場所 庄原市一木町462番地地先
一木3号マンホールポンプ場

- 3 相手方

- 4 事故原因及び状況 相手方車両が一木町の市道一木南線を走行中、一木3号マンホールポンプ場のマンホール上で鉄蓋が外れ、後輪が鉄蓋受枠に衝突し、左側後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものである。
原因は、マンホールの鉄蓋受枠が老朽化していたため、相手方車両の通過に伴い固定部分が緩み、鉄蓋が外れたもので、当該鉄蓋の不具合は、運転者が確認できる状況ではなかった。
現場は、鉄蓋を修繕し、通行試験により固定確認を行った上、周辺に段差注意の看板を設置した。
なお、運転者に怪我はなかった。

